

清宮四郎著『憲法 I 新版』法律学全集，有斐閣、1971年11月5日刊を読む

日本国憲法の根元によこたわる「個人の尊厳」とは何か

1. 今日は「個人の尊厳」とは何かを、憲法学の視点から考えたく存じます。日本の法学部で学ぶ学生が、かつて、最も親しんだ憲法の教科書に、有斐閣の法律学全集「憲法、I・II」、清宮四郎・宮沢俊義両先生のご著書があります。以下は、清宮先生による「個人の尊厳」のご説明です。
2. 「民主・自由・平等・福祉および平和の原理が憲法の基本原理とみなされ、さらに、それらの原理の根底に横たわる原理として想定されるのは、『個人の尊厳』という原理である。
3. それは、人間社会——したがってまたは国家——のあらゆる価値の根元が個人にあると考え、他の何ものにもまさって個人を尊重しようという原理をいう。
4. それは、個人を個人として、すなわち、人間として尊重する主義であり、そこには、人間は、人間として、価値に変わりなく、すべて平等であるという意味が含まれており、『個人の尊重』は、各人の人間としての存在という共通の事実に基づくものであって、すべての人間にあらゆる場合に認められるべき、最も根元的な原理である。
5. そうして、民主・自由・平等・福祉および平和の原理は、いずれもこの根元的原理から派生する原理とみなされるものである。」

*以上は、清宮四郎著「憲法 I 新版」法律学全集 3、有斐閣、1971年11月5日刊、52ページよりの引用です。

<コメント>

1. この清宮先生の「憲法 I」は、日本国憲法の最も標準的な教科書のひとつとして、読み継がれているものです。
2. 小学生、中学生、高校生の社会科、公民、現代社会、倫理社会、政治・経済で、憲法のお話をする際には、この日本国憲法の根元によこたわる、この「人間の尊厳」をぜひご紹介ください。「人間の尊厳」は、国連憲章や、世界各国の憲法、SDGsの根元によこたわる考えでもあります。
3. 開倫塾の「経営の基本理念」である、
 - (1)「顧客本位」
 - (2)「独自能力」
 - (3)「社員重視」
 - (4)「社会との調和」

の根底にも、この「人間の尊厳」があります。しっかり学んでいきたく存じます。

2019年11月26日(火)